

# 平成28年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成28年12月6日（火曜日）

## ◎出席委員（12名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	7番	田利正文君
8番	高道洋子君	9番	高橋健一君
10番	星孝道君	11番	高橋秀樹君
12番	井脇昌美君	13番	吉田敏男君

## ◎欠席議員（1名）

6番 前田秀夫君

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 寺地優君

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上田利浩君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4～P 5＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 5＞
- 日程第 4 報告第 1 6 号 総務産業常任委員会事務調査報告について＜P 5＞
- 日程第 5 報告第 1 7 号 足寄町地方創生調査特別委員会所管事務調査報告について＜P 5＞
- 日程第 6 議案第 9 8 号 平成 2 7 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 7 議案第 9 9 号 平成 2 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 8 議案第 1 0 5 号 平成 2 7 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 9 議案第 1 0 6 号 平成 2 7 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 0 議案第 1 0 7 号 平成 2 7 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 1 議案第 1 0 8 号 平成 2 7 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 2 議案第 1 0 9 号 平成 2 7 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 3 議案第 1 1 0 号 平成 2 7 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 4 議案第 1 1 1 号 平成 2 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 5 議案第 1 1 2 号 平成 2 7 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 7 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 8＞
- 日程第 1 6 議案第 1 1 7 号 足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P 8＞
- 日程第 1 7 議案第 1 1 8 号 足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 8 議案第 1 1 9 号 足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P 9＞

- 日程第 1 9 行政報告（町長）＜ P 9 ～ P 1 4 ＞
- 日程第 2 0 報告第 1 8 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜ P 1 4 ～ P 1 5 ＞
- 日程第 2 1 報告第 1 9 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜ P 1 5 ＞
- 日程第 2 2 議案第 1 2 0 号 足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について＜ P 1 5 ～ P 1 6 ＞
- 日程第 2 3 議案第 1 2 1 号 足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例＜ P 1 6 ～ P 1 7 ＞
- 日程第 2 4 議案第 1 2 2 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜ P 1 7 ～ P 1 8 ＞
- 日程第 2 5 議案第 1 2 3 号 足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例＜ P 1 8 ～ P 2 0 ＞
- 日程第 2 6 議案第 1 2 4 号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜ P 2 0 ＞
- 日程第 2 7 議案第 1 2 5 号 足寄町企業立地の促進等による地域にける産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について＜ P 2 0 ～ P 2 1 ＞
- 日程第 2 8 議案第 1 2 6 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜ P 2 1 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 2 9 議案第 1 2 7 号 足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の制定について＜ P 2 2 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 3 0 議案第 1 2 8 号 足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例＜ P 2 3 ～ P 2 4 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員は欠席でございます。

ただいまから、平成28年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、総合条例第184条の規定によって、5番川上初太郎君、7番田利正文君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月5日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月6日から12月16日までの11日間とし、このうち7日から13日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月6日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、総務産業常任委員会、足寄町地方創生調査特別委員会から所管事務調査の報告を受けます。

次に、平成27年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審査となっております、議案第98号、議案第99号と、議案第10

5号から議案第112号までの決算認定について審査報告を受け審議を行います。

次に、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の審査となっております、議案第117号から議案第119号までの審査報告を受け、審議を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第18号から報告第19号までの報告を受けます。

次に、議案第120号から議案第126号と、議案第128号は即決で審議いたします。

議案第127号については、提案説明を受け、質疑を行った後、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

14日は、一般質問などを行います。

15日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

また、議案第129号から議案第136号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度、議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本日の本会議終了後に全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、7日から13日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月8日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、7番田利議員より発言の申し出がありましたので、これを許可することにいたしたいと思います。

7番田利正文君。

○7番(田利正文君) 議事進行に大変御迷惑をおかけいたしますが、議長の発言の許可をいただきましたので、会議録など削除に関する発言をさせていただきます。

去る10月27日に開催されました、平成27年度決算審査特別委員会における国民健康保険病院に関する私の質問について、私の発言全てを会議録及びライブ中継から削除していただきたく、よろしくお願いをいたします。

なお、町長、事務長を初め関係各位に御迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわび申し上げます。

### ◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 報告第16号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第16号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

### ◎ 報告第17号

○議長(吉田敏男君) 日程第5 報告第17号足寄町地方創生調査特別委員会所管事務調査についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

### ◎ 議案第98から議案第99号

#### 議案第105号から議案第112号

○議長(吉田敏男君) 日程第6 議案第98号平成27年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第7 議案第99号平成27年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての2件と、日程第8 議案第105号平成27年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第15 議案第112号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてのまでの8件の計10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は別紙配付のとおりです。

これにて、委員長の報告を終わります。

これより、議案第98号平成27年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定

についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号平成27年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第98号平成27年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

これより、議案第99号平成27年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号平成27年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第99号平成27年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第105号平成27年度足

寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号平成27年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第105号平成27年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第106号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第106号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これから、議案第107号平成27年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につ

いての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第107号平成27年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第107号平成27年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第108号平成27年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号平成27年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第108号平成27年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第109号平成27年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号平成27年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第109号平成27年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第110号平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第110号平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第111号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第111号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第112号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第112号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

## ◎ 議案第117号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎ 議案第118号

○議長(吉田敏男君) 日程第17 議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決で



す。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件における委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎ 議案第119号

○議長(吉田敏男君) 日程第18 議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第19 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、4件の行政報告を申し上げたいというふうに思います。

最初に、足寄町第6次総合計画の平成27年度実績、平成28年度実績見込み及び平成29年度から31年度までの3カ年の実施計画について御報告をいたします。

お配りしております資料1から3までを御用意いただきたいというふうに思います。

まず、総合計画につきましては、平成23年の地方自治法改正により市町村の策定義務はなくなりましたが、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期的な計画は必要であるとの認識のもと、足寄町第6次総合計画、これは平成27年度からの10カ年計画を昨年定めたものであります。

この計画に基づき毎年度、実施計画の見直

しを行うこととしております。

まず、継続事業では、土地区画整理事業、町道の整備、公営住宅建設・修繕事業、住環境整備事業、上下水道の整備、保育料完全無償化事業、子育て応援出産祝金贈呈事業、感染症対策事業、足寄高等学校振興事業、町民センター大規模改修事業、里見が丘公園再整備事業、農業担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払交付金、町有林整備事業等の事業を各年度、計画的に実施をしております。

まず、平成27年度の事業実績は、資料1のとおりでございますけれども、資料1の事業実績表5ページをお開きいただきたいというふうに思います。

主なものを少し説明をさせていただきます。

5ページの3番、足寄消防団第5分団2部分団詰所の整備事業を行いました。

次に、6ページの1番、豊栄橋橋梁工事に係る栄町と共栄町を結ぶ旧橋の一部解体撤去及び取付道路等の整備、さらに8ページ、携帯電話エリア整備事業、さらに18ページ、2番と3番になりますけれども、児童館・学童保育所移転事業等を実施をしております。

次に、事業実績分類別集計表。

同じところでありますけれども、お戻りいただいて、ページ、5ページをお開きいただきたいというふうに思います。

今、主な事業を申し上げましたけれども、このページ、5ページの下段でありますけれども、平成27年度の総事業費につきましては、33億8,728万8,000円でございます。計画に対する執行率は98.9パーセント、国庫支出金が8億5,064万3,000円、道支出金が2億3,201万9,000円、地方債が9億1,670万円、その他財源が3億9,000万円、一般財源が9億9,792万6,000円の財源内訳となっております。

繰り返しますけれども、27年度の実績につきましては、ほぼ計画どおり、これは金額

ベースでありますけれども、計画どおりの執行をすることができたということとなっております。

次に、平成28年度、今年度の実績見込みを若干説明をさせていただきます。

資料2をお願いいたします。

資料2の事業実績見込表、12ページの4番で、営農用水道事業では奥足寄簡易給水施設浄水施設の改築。

次に、24ページの10番でスクールバス購入事業、さらに26ページ、2番で野球場整備事業等を進めております。

これは、単年度、28年度で終了する事業でございます。

次に、7ページにお戻りいただいて、7ページの1番、豊栄橋の橋梁工事における旧橋解体の平成27年度からの繰り越し、これにつきましては、橋のけたからのPCB塗料が使用されていたということが判明いたしまして、当初予定よりも1年繰り延べ、繰り越しされているというような事業でございます。

次に、39ページの13番で、役場庁舎の空調設備整備事業等の新規事業を28年度実施をしておりますが、総事業費ベースでいきますと、事業実績見込み分類別集計表の5ページにお戻りいただきたいというふうに思いますけれども、ここで総額を記載しておりますけれども、これも事業費ベースで、ほぼ計画どおりの事業実績見込み額となっております。

次に、平成29年度から平成31年度までの3カ年の実施計画につきましては、去る12月1日開催の足寄町総合開発審議会に諮問をし、御審議をいただきました。

この諮問に対しまして、1番の計画に載せておりました、土木機械購入事業のバックホー1台購入について見直しをすべきという御意見を付された答申をいただきました。

このことから、答申のとおり計画を修正をし、資料3の実施計画といたしました。

資料3をお願いいたします。

資料3の年度別事業費計画分類表、5ページをお開きいただきたいというふうに思います。

3年間の総事業費の内訳でありますけれども、平成29年度につきましては54億7,942万1,000円、平成30年度が37億7,154万9,000円、平成31年度が35億566万3,000円となっております。

平成29年度につきましては、昨年の計画策定時と比較をしますと、20億3,707万4,000円の増ということで、例年にない事業費となっております。

この大きな要因といたしましては、バイオガスプラント整備支援事業で5億円、産地パワーアップ事業で10億円の新規事業計画によるものとなっております。

次に、新規または大型事業のうち、説明が必要と思われる事業に絞って、その概要を御説明をいたします。

年度別事業実績計画表、3ページをお願いいたします。

平成15年から進めてきております、3ページ、1番の土地区画整理事業は、順調に推移をさせていただいております、平成30年度の完了を予定をしております。

次に、2番の公園長寿命化修繕事業は、都市公園施設の安全性確保と修繕費用の縮減を図るために、遊具等の計画的な修繕や更新を行うものでございます。

7ページにおきまして、先ほども少し触れましたけれども、バイオガスプラント整備支援事業は、地域資源である家畜ふん尿をバイオガスプラントで処理することで、エネルギーの地産地消及び循環型農業の確立を図るため、施設整備に対する補助をするものでございます。

次に、9ページの消防自動車更新事業は、足寄消防署及び各分団に配備する消防車両を更新するものでございます。

次に、13ページの1番、橋梁長寿命化修繕事業は、橋梁の安全性確保と修繕費用の縮

減を図るための事業でございます。

14番につきましては、街路灯整備について街路灯のLED化による節電、省エネ、そして電気料金削減を目的として計画的に進めてまいります。

次に、21ページ、1番、公営住宅建設事業は、高齢者複合施設に隣接した、はるにれ団地を計画的に整備をし、2番、公営住宅修繕事業では、長寿命化計画に基づき優良な住宅の確保を図ることとしております。

35ページ、4番では、障害者就労支援施設整備事業につきましては、定員の拡大、作業場の確保及びサービス利用促進を図るため、特定非営利法人による就労継続支援B型事業所建設に対する支援をするものであります。

これにつきましては、今現在、旧東小学校で事業展開をしている施設を新築をする計画でございます、それに対する支援ということでございます。

次に、37ページ、2番から5番、保育料完全無償化事業、6番、子育て応援出産祝金贈呈事業は、子育て世帯への経済的支援を行うことで次代を担う子の健全な育成、定住人口の増及び活力あるまちづくりの推進を図るため、引き続き実施する計画としております。

次に、47ページ、1番、校舎等施設整備事業、5番、教職員住宅等施設整備事業は計画的な整備を、6番から9番足寄高等学校振興事業につきましては、足寄町の地域振興や地域経済の発展には、足寄高校の振興が不可欠であると考えていることから、引き続き実施する計画としております。

次に、12番、学校給食無償化事業でございますが、安心して子育てができる環境を整備するとともに、出生数の増と若い世代の移住促進を図ることとし、町内の小・中学校及び足寄高等学校への学校給食の提供を無償化するための費用を計上をしております。

次に、49ページ、町民センター大規模改修事業は開設後30年を経過し、老朽化が進

んできていることや、既存の図書室も町民の生涯学習の拠点等としては手狭であることから、一般の図書館と遜色がない機能の充実と、照明のLED化による経費節減を図る内容の整備計画としております。

次に、53ページの5番、里見が丘公園再整備事業は、平成26年に策定をいたしました、里見が丘公園再整備基本計画に基づき公園施設の長寿命化とリニューアルをあわせて実施する計画としております。

57ページ、1番、畜産振興資金でございますが、家畜改良、保留、繁殖等に伴う資金の貸付金として以前より実施しておりましたが、多様化する家畜情勢の変化に対応可能とする計画に変更しております。

これまでは、原資3,000万円の範囲内で貸し付けをしている事業でありますけれども、これを増額をするものでございます。

次に、3番、4番、農業担い手育成支援事業、5番、中山間地域等直接支払交付金、6番、多面的機能支払交付金事業、さらには8番、道営草地整備事業についても引き続き実施をしていくこととしております。

14番、産地パワーアップ事業は、本町における農産物の生産体制の強化を図るため、畑作振興を担う企業に対し、国からの交付金を補助するものでございます。

ここに計上させていただきまされたけれども、今、具体的なその計画をJAさんとも、JAが中心となって進めておりますけれども、まだ詳細については、これまでいつものスピーカー、報告をしておりませんが、近々その概要がまとまるというふうに聞いておりますので、まとまり次第、また、詳細につきましては、議会に対しても詳細の説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、59ページの林業の振興では、引き続き、町有林整備事業を計画するとともに、民有林造林事業や森林作業員就労条件整備事業等の民有林振興のため施策も進めていると

ころでございます。

次に、65ページの産業振興事業として地場産品開発や起業に対する支援、ふるさと応援寄附推進事業として地域経済活性化、特産品PR等を目的に、寄附のお礼である特産品の充実を進めるほか、地域おこし協力隊の活用による特産品開発等を引き続き行う予定をしております。

国・地方ともに厳しい財政状況が続き、町税収入の減少、地方交付税の別枠加算や歳出特別枠の廃止による交付額の減少等、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難であり、今後の状況によっては、今回の実施計画の内容を修正する必要性が生じる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集を進め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見きわめた上で、最少の経費で最大の効果となるよう柔軟な考えを持って総合計画計上事業の執行を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、災害時の停電対策についてでございます。

8月に発生をいたしました、台風7号により、中足寄～オンネトー方面にかけて長時間にわたる停電が発生し、地域住民の生活に深刻な影響を与えたことから、北海道電力に対し、停電対策について要請を行ってまいりましたので報告をいたします。

北海道電力によりますと、今回の中足寄～オンネトー方面で発生した長時間の停電は、螺湾地区において台風7号の大雨で土砂崩れなどが発生したことにより、樹木が倒壊し、配電線に接触したことが原因とのことですが、倒木等の発生が他地域においても同時期に多数発生したことから、倒木の処理に時間を要することとなり、停電が長時間にわたってしまったとのことでもあります。

また、今回の台風だけではなく、ここ数年、同一場所での倒木が原因で長時間にわたる停電が発生している状況でもあります。

ご承知のとおり、中足寄～オンネトー方面は搾乳農家が多く、電気を動力源とする在宅酸素療法をされている方も在住していることから、長時間にわたる停電は、搾乳不能による乳房炎の発生など営農上での大きな支障や、地域住民の生死にかかわる深刻な問題であり、今後も同一場所での停電の発生が予想されることから、抜本的な停電解消対策としての配電線路の地中化や、あるいはルート変更、停電発生時の速やかな復旧対策及び詳細な停電エリア、復旧見込み時間等の適時適切な情報提供について、10月5日に北海道電力足寄営業所長に、10月11日には北海道電力帯広支店長に要請を行ってきたところがあります。

このたび、北海道電力帯広支店長より文書による回答があり、停電解消対策として今回の停電発生要因となった配電線路について、現状の国道ルートに加え、町道中足寄奥足寄線側にも、新たに配電線路を構築して2ルート化をし、停電発生リスク低減を目指す旨の方針が示されたところでもあります。

また、停電発生時の速やかな復旧対策につきましては、復旧要員の増員等による保安体制の強化、適時適切な情報提供につきましては第1報から復旧作業の進捗状況に応じた速やかな情報提供に努める旨の回答もされたところでもあります。

なお、配電線路の2ルート化につきましては、平成29年度当初には完了するスケジュールとなっており、既に道路占用などの各種手続きが着手されております。

これから厳冬期を迎えますが、長時間の停電の発生は住民の生死と直結することとなりますので、今後とも北海道電力と連携を図りながら、電力の安定供給及び停電発生時の迅速な対応をとり進めていくとともに、農協とも相談をさせていただき、停電発生時における酪農家への非常用電源設備の配備などについても検討を進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

次に、体調不良児対応型病児保育事業の実施について。

昨年9月に策定をいたしました、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、本町の人口減少を食いとめるための重点戦略として、若い世代が希望に応じて結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくりを基本目標の一つとして定め、就業者支援の取り組みとして病後児対応型保育事業の実施を計画しておりましたが、このたび、認定こども園に看護師1名を配置し、体調不良児対応型病児保育事業を10月1日から開始しましたので、その概要について報告をいたします。

認定こども園を利用する子供が登園後、発熱等の体調不良により集団保育を継続することができず、保護者の方にお迎えをお願いすることがありますが、保護者の勤務の都合等によりお迎えが困難な場合、これまでは保育士が保健室でお迎えまで様子を見守る対応をしておりました。

乳幼児期の体調は、注意深い見守りが必要なことから、より安心した体制の中で保育ができないか検討した結果、子どもセンターに看護師1名を配置し、国が定める要綱に基づく体調不良児対応型病児保育事業を開始することといたしました。

本町が実施する体調不良児対応型病児保育事業は、認定こども園等に通園する子供が保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が保健室で看護するもので、看護師からの保護者への経過説明や助言等も具体的、専門的にお伝えすることができ、より安心、安全な保育が可能となりました。

また、配置した看護師は、町内の児童施設における児童全体の健康管理、衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うとともに、地域の子育て家庭や妊婦等に対する相談支援を行い、子育てと就労の両立を支援するものであります。

認定こども園等において安心、安全に見守

る体制がより一層充実したものと考えております。

なお、総合戦略では、子ども課の新設についても計上されており、福祉課を中心に検討を行ってまいりました。

現在、子どもセンターは、乳幼児から自立するまでの子供の成長を見守る拠点として認定こども園、子育て支援センター、発達支援センター、僻地保育所3カ所、学童保育所、児童館の八つのサービスを相互に協力し、また、教育委員会等の関係機関とも連携をして総合的なサービスの提供を行っており、子どもセンターが足寄町の子育て施策の拠点であると利用者に定着しつつあります。

昨年度には、子ども・子育て支援法の施行もあって、認定こども園への移行、僻地保育所の給食提供開始、学童保育所の運営直営化、保育料完全無償化を行い、本年4月には児童館あしゅべーるのオープン等、切れ目のない子育て支援策の充実を進めてきており、さらなる子育て支援策の充実にどのような改革が必要であるか、ここ数年の子育て支援策に対する評価も含め、子育て世帯の声をお聞きし、時間をかけて子ども課新設の検討をすべきものと判断をいたしました。

引き続き、さらなる子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制についてでございます。

国民健康保険病院の診療は、現在、内科、循環器内科、外科、消化器外科、肛門外科、婦人科、精神科、整形外科、眼科の9科を標榜しておりますが、眼科の鈴木清香医師がこのたび東京都内で眼科クリニックを開業されることとなり、本年12月30日の診療をもって退任されることとなりました。

鈴木医師は、千葉県に在住されておりますが、平成21年1月から当院の眼科医として月4日の診療と年数回の眼科手術を行うため通っていただきました。

眼科医の確保は、当時も困難な状況でありましたが、多くの町民からの要望を受け眼科の開設をしてから、8年間にわたり当院眼科医として診療をいただいた鈴木医師に改めて感謝申し上げる次第でございます。

なお、後任の眼科医につきましては、東京在住の眼科医師が、来年3月まで月4日の診療を継続いただくこととなっておりますが、来年4月以降の眼科診療体制につきましては、現在、道内在住の医師も含め協議を進めているところであります。

本町は、糖尿病、高血圧症等の疾患も多く、この方々の多くは眼科の診察を必要といたしますが、帯広までの通院は高齢者や仕事をされている方にとっては困難な状況であり、疾病を悪化させる一因ともなっておりますことから、引き続き、眼科診療体制が継続できるよう鋭意努力してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

## ◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成28年8月25日から11月18日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり、11件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 報告第19号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました、報告第19号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成28年8月25日から平成28年11月18日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業特別会計分）は、4ページにございます別紙のとおり、1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対

し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第120号

○議長（吉田敏男君） 日程第22 議案第120号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第120号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画で、過疎地域の自立促進のための産業の振興、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など施策の実施について、それぞれ項目を掲げ事業を計上しておりますが、本年8月2日開会の第2回臨時町議会で予算補正の議決をいただいた、足寄中学校グラウンド緑化造成事業につきまして、その財源として過疎債の充当が見込めることとなりましたので、計画に追加いたしたく、6ページにございます、別紙のとおり計画の変更について議決をお願いするものでございます。

なお、7ページ、別紙2に参考資料を添付させていただいております。

この市町村計画に大幅な事業変更がある場合につきましては、北海道と事前協議を行

い、議会の議決を経て国に提出することとなっておりますが、北海道との事前協議につきましては11月21日に終了しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいま議題となっております、議案第120号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第120号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第121号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第121号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題と

なりました、議案第121号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児又は家族看護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、これに準じて足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。

改正の内容について申し上げます。

改正条例の施行期日が、平成29年1月1日と同年4月1日の2段階となっていることから、2条立ての改正条文となっております。

まず、第1条でございますが、条例第8条の2第1項では、育児を行う職員の深夜勤務の制限について規定しておりますが、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も適用することと改正するものでございます。

次に、同条第4項は、要介護者を介護する職員の深夜勤務の制限について規定している条項でございますが、第1項を準用している関係から、第1項の改正内容に文言を合わせる改正でございます。

次に、第11条で規定している休暇の種類に介護時間を加えます。

第15条第1項に、介護休暇の期間の定めとして「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内」と定め、介護休暇を3回まで分割して取得することができることとしたものでございます。

次に、新しくできた介護時間について、第15条の2を設け、第1項として、介護時間は職員が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合にお



ける休暇とする。

第2項として、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第3項として、介護時間については、足寄町職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額すると定めております。

また、第16条第3項及び第17条の字句及び参照条項の整理を行っております。

次に、改正条例の第2条でございますが、児童福祉法の改正によりまして、平成29年4月1日以降の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する者について、養子縁組里親という定義が定められるため、これにあわせて字句の改正を行うものでございます。

附則第1項で、第1条の施行期日を平成29年1月1日、第2条の施行期日を平成29年4月1日と規定をしております。

また、附則第2項で経過措置について規定をしております。

9ページから11ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第121号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第121号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第122号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第122号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第122号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、人事委員勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて特別職の期末手当について改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の217.5」を「100分の227.5」に、「10

0分の130.5」を「100分の136.5」に、「100分の65.25」を「100分の68.25」に改める。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の平成28年12月支給分の期末手当の支給割合を給料及び報酬月額0.1カ月分引き上げるものでございます。

なお、議会議員については、在職期間に応じた割合を規定しております。

第2条でございますが、第4条第1項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に、「100分の121.5」を「100分の124.5」に、「100分の136.5」を「100分の133.5」に、「100分の60.75」を「100分の62.25」に、「100分の68.25」を「100分の66.75」に改めるものでございます。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の平成28年12月支給分で引き上げた0.1カ月を、平成29年度は6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.5カ月分振り分ける規定でございます。

なお、こちら議会議員については在職期間に応じた割合を規定しております。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしますが、第1条の規定の適用日を平成28年12月1日、第2条の規定の施行日を平成29年4月1日としております。

13ページ及び14ページに新旧対照表を貼付添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第122号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第122号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、報告をいたします。

町長から提出議案中、訂正したい旨、文書をもって議長宛てに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了承をいただきたいと思います。

### ◎ 議案第123号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第123号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第123号足寄町職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事委員勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて行う勤勉手当、扶養手当及び給料表の改正を提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条 足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

これは、勤勉手当の平成28年12月支給分を0.1カ月分引き上げるものでございます。

後段の第2号の規定は、再任用職員について0.05月分引き上げるものでございます。

次に、別表第1及び別表第2中、イ及びウを次のように改めることといたしまして、議案の訂正についてお願いして追加させていただきました、16の2ページの別紙第1条関係、別表第1行政職給料表、16の3ページの別紙第1条関係、別表第2イ医療職給料表(2)、16の4ページの別紙第1条関係として別表第2ウ医療職給料表(3)を定めております。

次に、第2条でございますが、給与条例第8条及び第9条の改正は扶養手当の改正でございます。配偶者について現行1万3,000円を段階的に6,500円まで引き下げ、子供について現行6,500円を1万円に引き上げ、職員に配偶者がいない場合の子の扶養手当について現行1万1,000円を1万円に引き下げ、職員に配偶者がいない場合の父母の扶養手当について、現行1万1,000円を段階的に6,500円まで引き下げるものでございます。

給与条例第18条の改正につきましては、改正条例第1条の勤勉手当の改正で、平成28年12月支給分で引き上げた0.1カ月を、平成29年度は6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.05カ月分振り分け、再任用職員については、それぞれ0.025カ月に振り分ける規定でございます。

附則第1項におきまして、公布の日から施行することとして、第2条の扶養手当の改正につきましては、平成29年4月1日から適用することとしております。

附則第2項では、給料表の改正の適用は平成28年4月1日からとし、勤勉手当の適用は平成28年12月1日からと規定しております。

附則第3項で給与の内払いについて規定し、附則第4項で扶養手当の引き下げに係る経過措置を規定しております。

17ページから19ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第123号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第123号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第124号

○議長(吉田敏男君) 日程第26 議案第124号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 沼田 聡君。

○住民課長(沼田 聡君) ただいま議題となりました、議案第124号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律・施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、特例適用利子等または特例適用配当等を有する外国居住者等に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

なお、今回の改正で該当する方は足寄町内にはおりません。

附則ですが、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

22ページから25ページにかけて新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第124号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第124号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第125号

○議長(吉田敏男君) 日程第27 議案第125号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 沼田 聡君。

○住民課長(沼田 聡君) ただいま議題となりました、議案第125号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、本町の産業振興及び企業立地の推進を図るために、企業立地の促進等による地域集積の形成及び活性化に関する法律に

沿って足寄町に立地する企業の固定資産税の課税免除について定める条例の制定でございます。

条例の内容について御説明申し上げます。

足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例。

第1条は条例の趣旨について、基本計画に定めた区域に対象施設を設置した事業所に対する固定資産税の課税免除について定めることとしており、基本計画とは十勝管内19市町村及び北海道十勝総合振興局等の関係機関で組織する十勝地域産業活性化協議会で策定した十勝地域産業活性化基本計画をいい、この計画で農業地等を除き十勝管内全域を区域として定めております。

また、条文中で企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第3条に規定する対象施設とありますのは、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所、製造業、情報通信技術利用業の業に供する土地、家屋、構築物を構成する減価償却資産で、その取得価格の合計額が2億円、農林漁業関連業種にかかわるものにあつては5,000万円を超えるものでございます。

第2条で、固定資産税の課税免除期間について3年度分と定めております。

第3条で課税免除の申請手続きについて、第4条で課税免除の徹底について、第5条で課税免除の取り消しについて、第6条で課税免除の承継について、それぞれ規定しております。

第7条は、必要に応じ事業者からの報告及び事業者への調査を行う旨の規定でございます。

第8条で、委任について規定しております。

附則でございますが、施行期日は公布の日からとしております。

なお、この条例による課税免除により生じる減収額の75パーセントについては、国か

ら地方交付税で補填されることとなっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第125号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第125号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第126号

○議長（吉田敏男君） 日程第28 議案第126号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 沼田 聡君。

○住民課長（沼田 聡君） ただいま議題となりました、議案第126号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、先ほど御審議いただきました、足寄町税条例の一部改正により分離課税する特例適用利子等の額または特例適用配当等の額にかかわる所得を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることから、本条例の改正を行うものでございます。

附則ですが、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第126号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第126号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第127号

○議長（吉田敏男君） 日程第29 議案第127号足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山 晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第127号足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、本条例を制定する理由でございますが、全国的に高齢化が進み介護サービスの需要が高まる一方、介護保険施設等で働く人材が不足しており、本町にあっては介護人材の確保が大きな課題となっていることから、足寄町内の介護保険施設等で介護福祉士として従事することを目指す、足寄高等学校卒業者に修学資金を貸し付けすることにより修学を支援し、町内の介護保険施設等で働く介護福祉士の養成、確保を図るとともに、足寄高等学校振興の支援策の一つとして本条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

足寄町介護福祉士修学資金貸付条例。

第1条は、条例制定の目的を規定しております。

第2条は、用語の定義で、介護保険施設等と介護福祉士養成施設について規定しております。

第3条は、貸し付け対象者について、足寄高等学校の卒業者で卒業した年に、介護福祉士の資格を取得するために専門学校や大学等に入学した者と規定しております。

第4条は、貸付金額について月額5万円以内と規定しております。

第5条は貸付金の申請書に記載する内容、第6条は連帯保証人、第7条は貸し付けの取り消し及び停止について規定しております。

第8条は、償還の方法で介護福祉士養成施設

設卒業後3年以内に5パーセントの利息を加算して償還することや、貸し付け取り消しの場合の一括返還義務、償還がおくれた場合の延滞利息等について規定しております。

第9条は、償還猶予について、町内の介護保険施設等に勤務したときや天災、病気等やむを得ない理由があるときに可能と規定しております。

第10条は、償還金の免除について、貸付期間の2倍の期間、町内の介護保険施設等に勤務したときの全額免除、1年以上勤務した場合の一部免除等、免除をすることができる内容を規定しております。

例えば、短大や専門学校等に入学されて、2年間、毎月5万円の修学資金の貸し付けを受けた場合、元金120万円と年利5パーセントの利息を卒業後3年間で返済する必要がありますが、町内介護保険施設等に4年間勤務することで第10条第1号の規定により、全額償還免除となるものであります。

第11条は委任について、また、附則では施行期日を規定しております。

本条例が可決されましたら、速やかに足寄高等学校や足寄中学校等に本制度の周知を行い、来年春の進路選択の参考にさせていただき、将来の介護人材確保と足寄高等学校への進学者増を期待するものであります。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第127号足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと

思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第127号足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

### ◎ 議案第128号

○議長（吉田敏男君） 日程第30 議案第128号足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長（村田善映君） ただいま議題となりました、議案第128号足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、国庫補助事業を受けて行う市町村営土地改良事業の受益者負担金の賦課徴収について定めた条例でございますが、本条例中で参照している土地改良法の条例の改正により、これにあわせた改正が必要となったものでございます。

条例の内容について、御説明申し上げます。

足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第1条中「96条の4」の次に「第1項」を加える。

第3条第1項中「第2項」を「第3項」に改める。

第4条中「第96条の4」の次に「第1項」を加え、「第49条」を「第88条」に改める。

附則で、公布の日から施行することと定めております。

なお、32ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第128号足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第128号足寄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、12月14日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 0時02分 散会